

官報

号外 昭和三十七年二月二十八日

○第四十回 参議院會議録第十一号

昭和三十七年二月二十八日(水曜日)

午前十時四十二分開議

議事日程 第十号

昭和三十七年二月二十八日

午前十時開議

第一 緊急質問の件

第二 義務教育諸学校の教科用図書
の無償に関する法律案(趣旨
説明)

○本日の會議に付した案件

一、人事官の任命に関する件

一、日程第一 緊急質問の件

一、日程第二 義務教育諸学校の教科
用図書の無償に関する法律案

(趣旨説明)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る二十三日議員から左の議案が提出
された。よって議長は即日これを文教
委員会に付託した。

昭和三十七年二月二十八日 参議院會議録第十一号 議長の報告

学校教育法の一部を改正する法律
案(千葉千代世君外四名発議)

学校教育法の一部を改正する法律
案(豊瀬領一君外四名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よって議長は即日こ
れを文教委員会に付託した。

義務教育諸学校の児童及び生徒に対
する教科書の給与に関する法律案

(山中吾郎君外九名提出)
教科書法案(山中吾郎君外九名提
出)

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を委員会に付託し
た。

臨時司法制度調査会設置法案
臨時医療報酬調査会設置法案
法務委員会に付託

臨時司法制度調査会設置法案

臨時医療報酬調査会設置法案

社会労働委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付し
た。

港域法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

離島振興法の一部を改正する法律
案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議
を送付した。

米国の綿製品輸入賦課金問題に関す
る決議

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。

離島振興法の一部を改正する法律
同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興
審議会委員に任命致したので、国会法
第三十九条但書の規定に基づき本院の
議決を求める旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 小山邦太郎

同日内閣から、左記の者を原子力委員
会委員に任命致したので、原子力委
員会設置法第八条第一項の規定に基づ

き本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

記
(昭和三十六年十二月三十一日任期満了による再任) 石川 一郎

(同) 兼重寛九郎

(同) 西村 熊雄

同日内閣から、左記の者を公正取引委
員会委員に任命致したので、私的独
占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律第二十九条第二項の規定に基づき
本院の同意を求める旨の要求書を受領
した。

記
(二月五日任期満了) 佐久間虎雄
(の中村清の後任)

同日内閣から、左記の者を日本銀行政
策委員会委員に任命致したので、日
本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に
基づき本院の同意を求める旨の要求書
を受領した。

記

(昭和三十六年十一月十一日任期満了による再任) 大屋 敦

同日内閣から、左記の者を文化財保護
委員会委員に任命致したので、文化
財保護法第九条第一項の規定に基づき
本院の同意を求める旨の要求書を受領
した。

記
(昭和三十六年十二月二十二日任期満了による再任) 川北 禎一

(同) 細川 護立

同日内閣から、左記の者を漁港審議会
委員に任命致したので、漁港法第九
条第一項の規定に基づき本院の同意を
求める旨の要求書を受領した。

記
(昭和三十六年十二月二十三日任期満了による再任) 小田 賢郎

(同) 鮫島 茂

(同) 井出 正孝

(同) 斎藤 静脩

(同日任期満了の後任) 奥田憲太郎

(同日任期満了の後任) 井内 光虎

(同日任期満了の後任) 川上 善次

(同年八月五日死亡) 坂本庄三郎

同日内閣から、左記の者を中央更生保
護審査会委員に任命致したので、犯
罪者予防更生法第五条第一項の規定に
基づき本院の同意を求める旨の要求書
を受領した。

記
(一月三十一日任期満了の坂西志保の後任) 神田多恵子

昭和三十一年二月二十八日 参議院會議録第十一号 議長の報告

同日内閣から、左記の者を鉄道建設審議会委員に任命致したので、鉄道敷設法第六條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和三十一年二月二十四日任期満了による再任)

鈴木 清秀

(同日任期満了の佐藤博夫の後任)

根津嘉一郎

(同日任期満了の今里広記の後任)

小島 新一

(同日任期満了の関桂三の後任)

佐々部晚穂

(同日任期満了の楠見義男の後任)

清井 正

(同日任期満了の井杏之助の後任)

柳 満珠雄

(同日任期満了による再任)

今野源八郎

(同日任期満了の山後二郎の後任)

加藤 閔男

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命致したので、運輸省設置法第九條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和三十一年二月十八日任期満了の加藤閔男の後任)

菊川 孝夫

同日内閣から、左記の者を人事官に任命致したので、国家公務員法第五條

記

(二月五日任期満了の中御門経民の後任) 佐藤 正典

第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日本院は、参議院議員小山邦太郎君が養老業振興審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に石川一郎君、兼重寛九郎君及び西村熊雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に佐久間虎雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に大屋敦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、文化財保護委員会委員に川北楨一君及び細川護立君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、漁港審議会委員に小田賢郎君、鮫島茂君、井出正孝君、斎藤静君、井内光虎君、奥田憲太郎君、川上善次君及び坂本庄三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査委員会に神田多恵子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員に鈴木清秀君、根津嘉一郎君、小島新一君、佐々部晚穂君、清井正君、柳満珠雄君、今野源八郎君及び加藤閔男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に菊川孝夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十回国会政府委員に任命すること承認した旨回答した。

法制局長官 関 道雄君
総務室主幹 麻生 茂君
防衛庁参事官 茂君

同日内閣総理大臣から議長宛、法制局長官総務室主幹関道雄君外一名(前掲議長承認)を第四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 西田 信一君
法務委員 増原 恵吉君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 増原 恵吉君
法務委員 西田 信一君

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案

同日内閣から租税特別措置法の一部を改正する法律案中修正申入書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査庁長官藤井五一郎君は去る二十三日付をもつて退職したので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、労働政務次官加藤武徳君の第四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

一昨二十六日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

産業と雇用の適正配置に関する法律案(井手以誠君外十八名提出)

昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大和 与一君
外務委員 山口 重彦君
農林水産委員 木下 友敬君
建設委員 田中 一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 山口 重彦君
外務委員 大和 与一君
農林水産委員 田中 一君
建設委員 木下 友敬君

同日地方行政委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 増原 恵吉君(西田信一君の補欠)

同 野上 進君(鮎哲二君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。

よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

駐車場法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し承認を求めるの件

大蔵委員会に付託

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

運輸委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案
(千葉千代世君外四名発議)

学校教育法の一部を改正する法律案
(豊瀬領一君外四名発議)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、
人事官の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、国家公務員法第五条第一項の規定により、佐藤正典君を人事官に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、緊急質問の件、

小柳勇君から、ILO条約第八十七号早期批准に関する緊急質問が提出されております。

小柳君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ILO八十七号条約批准案件に関して、総理並びに労働大臣に對しまして緊急質問をなさんとするものであります。

ILO八十七号条約の批准は、岸内閣当時から政府の公約であり、政府は毎国会その早期批准を明言しているものであります。今国会、まだ条約批准案件が提案されないのみか、二月十九日の政府、与党連絡会で、ガリオア・エ

ロアやタイ特別円が重要であるから、ILO八十七号条約批准の提出をしな

いと申し合わせて、加藤労働政務次官をはるばるジュネーブまで釈明に派遣したのであります。私は、このような政府並びに与党である自民党の態度に對し、深い失望と憤りを感じているものであります。(拍手)

第一に総理に質問いたしたいことは、去る二十二日午後五時、加藤労働

次官と会談した後のモリス事務総長の主張に對し、総理は、現在いかなる見解をとっているかという点であります。外電の伝えるところによりますと、

「加藤次官が、日本政府の慎重な態度を述べ、誠意を伝えたことに對して、モリス総長は、日本に對する総長

個人の友情から、また、国際機関に於て広い世界的視野から、八十七号条約批准の問題は、単なる日本国内だけの問題でなく、アジア、さらにま

た、国際的視野の観点に立つて考えるべきであると、再三再四繰り返し強調した。加藤政務次官に伝えられたこの

言葉から受け取られる印象は、八十七号条約批准に関する限り、もはや論議の余地はないことを、事務総長モリス氏みずから率直に表明したとしか考え

られない。このように外電は伝えて

るのであります。昨年十一月のILO理事会では、一九五九年以来九回にわたつて批准の意向を表明してきた同条約が、いまだに批准されない事実に失望を表明するときめ、今回また、この

モリス事務総長の表明に對して、総理はどのように考えておられるのか。また、こんな表明を知っても、なお批准案を

国会に提出する気にならないのか。しかも、さきのILOの理事会では、社

会党の責任をもって批准がおくれていると報告している。批准がおくれた責任を野党の責任に転嫁しているが、社

会党には、あるいは野党には、そのような事実は毛頭ないのであります。一切の責任は、総理であり与党の総裁で

ある池田首相みずからにあるのであります。三月六日にはILO理事会が

開催されようといましてありますが、首相の本日のこの答弁をILO加盟諸

国が注目して聞いているのであります。答弁をお願いいたします次第であります。(拍手)

同時に、総理並びに労働大臣に質問いたします。日本政府を代表して

ILO事務総長に面会した加藤政務次官は、八十七号条約批准案提出に對してきわめて慎重な態度をとっているこ

とを率直に述べるとともに、この問題についての日本政府の誠意を伝えたといわれているのであります。この問題についての日本政府の誠意とは一

さえ脅威を覚え、中小企業、零細企業は金詰まりのために倒産が続出し、中

農以下の農民諸君は、働くだけで、もうあすへの生活に希望を失つたといつ

ているのであります。また、石炭政策の貧困のために、千数百名に上る炭鉱

労働者が、全山、生活保護の申請をなしておるのを労働大臣は御存じのほうであります。タクシ一の運転手たちが

労働組合を作れば、直ちに中心人物は解雇され、これに反對してストライキ

をやれば、暴力団、警察官を導入してストライキの切りくずしをやる。そ

うして団体行動を制約しているのであります。時代は、明治から大正、昭和

と、三代百年の歴史が流れたが、勤労大衆を搾取し、みずからだけ肥え太らんとする資本家根性と、労働者を弾圧

する思想は、昔も今も少しも変わっていない。もし政府に一片の誠意があるならば、一切の案件に先んじて八十七号条約批准案件を上程し、労働者が安んじてその職に精進できるよう措置することこそ、フィラデルフィア宣言に

て、政府の誠意とは一体何か、明確にお伺いしたいのであります。

第二に總理にお尋ねしたい点は、政府と与党の国際労働感覚についてであります。この点については、去る二十一日の朝日新聞の社説が国民多数の意見を代表しておると思しますので、その要点をここに申し上げますと、

「八十七号条約も、ガリオア・エロアの対米返済処理協定も、あるいはタイ特別円協定も、ともに対外的な問題である。いずれも日本政府としての信義をかけた問題であるに変わりはない。ただ、この信義の軽重について、あとの二者を重しとし、ILOを軽しと見たことが、批准延期の意味する結果であらう。少なくともそう解釈せざるを得ない。一口に言つて、与党がILO

そのものを軽視し、労働問題を厄介視し、国際労働関係がそのまま日本をめぐり国際貿易環境にいかにも敏感にはね返るかを理解する能力を持たぬ、その近視眼的な国際感覚、労働感覚に、問題の根源がある。八十七号条約問題の処理がおくれているために、ガット交渉その他で日本がどれだけ不利益な立場に置かれているかを、EECへの輸出増大を呼号する政府と与党は、十分理解しているであらうか。それを心底か

ら理解しているというならば、政治活動の制限強化など、八十七号条約批准を労働抑圧対策に置きかえた関係法案の改正などに固執せず、条約批准とそれに伴う最小限度の法律改正にとどめて、国会通過をはかるよう努力すべきである。」と社説は述べておるのであります。(拍手)

後者は二国間の問題であります。前者——ILO条約は九十九カ国に及ぶ国際問題であります。八十七号条約批准は他の国際問題より軽いと思つていいのかどうか。また、社説の最後の主張こそ、一九五九年二月十八日の労働問題懇談会の答申の真意であると思うが、總理は一体どう考えておるか。一九五三年に九十八号条約を批准したのが国

としては、公労法四条三項、地公労法五三条三項は、条約に抵触しているのだから、これを削除することだけで、八十七号条約を批准してよいではないかというのが、この新聞の主張であると考え次第であります。これに対する總理並びに労働大臣の見解をお聞きしたいのであります。

第三に、労働大臣に質問したいのは、あなたは一体みずからの労働行政を持つかどうかという点であります。八十七号条約批准の問題は、

期間として満六年、担当する労働大臣は、倉石、松野、石田、福永と、四代の労働大臣を数えるに至つております。いずれの大臣も自民党の大臣で、まことに顧みてさびしい限りであります。その中に、わずかだけ前進した発言を私はここに紹介したいと思ひます。昨年の春、日経連の総会におきまして、八十七号条約に縁の深い石田労働大臣は、こう述べていたのであります。

「わが国の労働法規は、ILO諸条約と基調を同じくするもので、批准可能な条約も少なくない。それがどうしてできないのであろうか。その理由は簡単である。わが国では、条約と法律との関係がきつめてきびしく考えられており、きつめて神聖に取り扱われ生まれてきているのである。このために批准可能な条約まで見送るといふのは、いたずらに内外からの批判を招き、ついにILOをわが国にとつては都合の悪い存在にしてしまつてゐるのである。ILOの道は、ガットその他の国際貿易にも通じる。わが国は、ILOに対する被告の立場を脱却して、積極策に出るべきである。」と、

石田元労働大臣は述べておるのであります。一九五三年にわが国がILOに

復帰するときに、憲法二十一条の「結社の自由」と憲法二十八条の「労働三権の保障」の全文をあげて、わが国にはこのようにりっぱな憲法がありますから、国際慣習に従つて公正競争の中において世界の平和を守つていきますと、世界に宣言してILOに加盟したのであります。しかも、一九五四年には常任理事国となつていたのであります。これだけの「みえ」を切り、それだけの責任を負つて加盟しているILOに、どうしてもっと責任を感じないのか。(拍手)前述のような見解を発表している元労働大臣もあるのであるが、

福永労働大臣は一体どういうお考えであるか。国際的視野に立つて、しかも労働行政の担当者として、日経連からも拘束されず、内閣には積極的立場をもつて、今からでもおそくはないから、八十七号条約批准の案件を直ちに出すような気持にならないのかどうか、労働大臣にお聞きしたいのであります。去る二月十三日の衆議院社会労働委員会では、大平官房長官が、内閣を補佐するといふ意味で特別に出席いたしまして、労働大臣と一緒に、「一週間以内には批准案件を国会に提出する」といふ政府、与党の意見の一致をみた」と発言しているのであります。それから

六日間して十九日には、国会提出をやめてしまつたのであります。そうして、その釈明に加藤次官を派遣しては

ないか。国会を愚弄してはいないか。国民をばかにしてはいないか。このまま推移するならば、六月開催されるところのILO総会に、政府代表として、一体、労働大臣あるいは政府代表が出れるのか出れぬのか。そのことは、今でさえ孤立しております日本経済がますます孤立化して、危機に直面している日本経済の崩壊を招くと私は考えるのであります。労働行政をみずからのものとする労働大臣の決意を聞いておきたいと思ひるのであります。

最後に労働大臣にお尋ねしたいのは、零細企業、中小企業に従事する労働者の組織化の問題であります。政府が八十七号条約の批准をさばり、批准した九十八号条約に抵触する労働法をこのまま修正をしないでおるものから、この方面にも波及いたしまして、千二百万人に及ぶ労働者がまだ未組織のままです。しかも、低賃金と重労働にあえぎ、生活不安に戦々きよきよとしており、産業界の谷間に放置されているような未組織労働者は、賃金未払いになつても仕方な

い、首切りが出てやむを得ないと言つてあきらめてゐる。五人以下の労働者を雇ふ事業所では、社会保険の適用すら制限があり、野放しの状態であります。団結権も、団体交渉権もないし、もちろん団体行動権など考えてもみない労働者を、一体どうしようとするのか。われわれは、中小企業基本法を出して、この法律の中で、これら法の保護から見放された各所の労働者を組織し、大企業労働者、公企業労働者と同様に法によって保護し、憲法による労働三権を平等に享受して、すべての者が同一水準の生活ができるように、これを啓蒙し、組織しようと考えているが、労働大臣は、一体、これらの零細企業、中小企業労働者に対して、どのような方途を持つてゐるのか、お聞きしたいと思ふのであります。

ILO八十七号条約批准に關し、總理大臣並びに労働大臣に、世界の關係者各位の注視の中に、責任ある回答を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 世界平和と社会正義を確立しようとするILOの精神には、われわれ全く同感でございます。この各種の条約には、できるだけ

け参加調印したいと考えているのであります。私は、自由にして民主的な労働運動の発展を期する上から、八十七号条約につきましては、できるだけ早く批准手續をとりたいと思ひます。ただ問題は、この批准によりまして、国内法との關係が重要でございますので、国内法の整備をはかり、しかしてまた、国会内におきましてこの審議が円滑にいくめどをつけてまして、提出する考へであるのであります。

先ほど申し上げましたように、ILO条約八十七号条約はわれわれ大賛成。何もガリオア・エロア、あるいはタイ特別円よりもこれを軽く見るわけではございません。そういう二つの、ガリオアとかタイ特別円というのは、国内法との關係がないのであります。われわれはこの国内法の整備をいたしたならば、できるだけ早く御審議を願ふことにしたいと思ひます。

その他の点につきましては労働大臣よりお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣福永健司君登壇、拍手〕

○國務大臣(福永健司君) ILOの精神を尊重いたしまして、八十七号条約を早期に批准したいという事は、われわれの変わらざる信念でございます。

す。ただ、従来の経過にかんがみまして、提出はしたが審議未了になるというやうなことになるはならないというので、ぜひ、めどをつけたといふのが本意でございます。いまだ提出に至つていないことは私の深く遺憾とするところでありますが、このわれわれの早期批准の意思を伝えるというのが、先ほど御質問の、加藤政務次官を派遣いたしました政府の誠意を表明するといふことに相ならうかと思ふのでございます。

國際感覺は、ことに労働行政の面において必要であるといふことを私も強く感じておる次第でございます。したがつて、先ほど御質問にございまして、ガリオア・エロア、タイ特別円の問題等が優先して、ILO八十七号条約批准案件等があとにされてゐるというやうなことであつてはならないのであります。そういうこと理由でILO八十七号關係の案件が提出されないといふことでは断じてありません。また、そういうことであるならば、第一、私が承知できないのであります。

なお、この早期批准につきましては、私も従来始終努力して来たつたのであります。今後ともさらに一そう、今小柳さんが強調されましたやうな意

味においても、努力を続けたいと存する次第でございます。

零細企業、中小企業等の労働者が多く未組織であり、そのために非常に不利な事情にあるといふやうなことにつきましては、私も重大関心を持つてこれが改善に努めたいと存じておる次第でございます。これが組織化、近代化につきましては一段の努力をいたしまして、労働条件等の向上をはかりたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第二、義務教育諸学校の教科用圖書の無償に關する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。荒木文部大臣。

〔國務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(荒木萬壽夫君) このたび政府から提出いたしました義務教育諸学校の教科用圖書の無償に關する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、第一条で、義務教育諸学校において使用される教科用圖書は無償とする方針を確立し、その措置

に關して必要な事項は別途立法措置を講ずることとしてゐるのであります。

教育の目標は、わが国土と民族と文化に對する愛情をつちかい、高い人格と識見を身につけて、國際的にも信頼と敬愛を受け得るやうな國民を育成することに思ひます。世の親に共通する願ひも、意識するといふことにかかわらず、このやうな教育を通じて、わが子が健全に成長し、祖国の繁栄と人類の福祉に貢獻してくれるやうになることにあると思ふのであります。この親の願ひにこたえる最も身近な問題の一つとして取り上げるところに、義務教育諸学校の教科書を無償とする意義があると信じます。

しこりして義務教育諸学校の教科書は、学校教育法の定めるところにより、主要な教材としてその使用を義務づけられてゐるものであります。感じやすい児童の心に最も影響のあるこの教科書について、かつて各方面からいろいろの批判を受けましたことは御承知のとおりであります。最近新しい学習指導要領が作られるに及び、日本人としての自覚を持たせるに足る教科書が刊行されるようになりました。

このやうに教科書は改善されつつありますが、政府は、昭和二十六年以降、小学校一年に入学した児童に對し、あるいは義務教育無償の理想の実

現への一つの試みとして、あるいはまた、国民としての自覚を深め、その前途を祝う目的をもって、一部の教科書を無償給与したことがあります。間もなく廃止されたことは御承知のとおりであります。今日では要保護、準要保護児童生徒合わせて百二十万人に対し無償交付が行なわれていきます。

そこで、このたび政府は、義務教育諸学校の教科書は無償とするの方針を確立し、これを宣明することによって、日本国憲法第二十六条に掲げる義務教育無償の理想に向って具体的に一歩を進めようとするものであります。

このことは、同時に父兄負担の軽減として最も普遍的な効果を持ち、しかも児童生徒が将来の日本をなす国民的自覚を深めることにも、大いに役立つものであると信じます。またこのことはわが国の教育史上、画期的なものであつて、まさに後世に誇り得る教育施策の一つであると断言してはばかりません。

しかしながら、義務教育諸学校の教科書は無償とする措置を行なうには、その実施の方法、手続、発行、供給のあり方等について、十分検討を加える必要があると考えられます。

政府はとりあえず明年四月小学校第一学年に入学する児童に対しての経費を、ただいま審議を願つておる三十七年度予算に計上いたしました。この実施の方法を含めて調査審議を行なうため、文部大臣の諮問機関として臨時義務教育教科用図書無償制度調査会を設置することとしたのであります。

無償の実施に必要な事項は、調査審議の結果を待つて別途立法措置を講ずることになります。調査会の存続期間は一年、委員は二十人以内とし、学識経験者及び関係行政機関のうちから、文部大臣がこれを任命することといたしました。

諮問事項のうち、特に昭和三十三年度の予算の執行及び昭和三十八年度の予算の作成に關係ある事項については、調査審議の結果を、おそくとも昭和三十三年十一月三十日までに答申いただくこととし、所要の立法措置及び次年度以降の準備に資することができよう配慮しているものであります。

なお、この法律の施行期日は本年四月一日からとし、また、昭和三十三年度の予算の執行にかかる措置を実施するため必要な事項は、別途、政令で定めることができることとして、万全の措置を講じました。

政府は、この法律案をわが国文教政策上の全国的な重要課題として、御審議を願わんとしているものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませう。順次発言を許します。豊瀬禎一君。

〔豊瀬禎一君登壇、拍手〕

○豊瀬禎一君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま説明されました義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案に対し、総理並びに文部大臣に対し、四、五点到わたつて質問をいたします。

まず、池田総理にお尋ねいたします。日本国憲法の第二十六条には、「義務教育は、これを無償とする。」と定められております。これは、単に授業料を徴収しないという趣旨ではなく、就学の強制と無償とは義務教育という概念の本質的な要素であり、その費用はすべて国が負担するということ、全額無償の精神を宣言したものであることは、論を待たないところであります。しかるに、荒木文部大臣は、参議院の文教委員会において、「憲法二十六条は、当

分の間は授業料を徴収しないことと解しております」という趣旨の答弁をいたしております。これは義務教育無償の精神をはなだしくじゅうりんするものと断定して差しつかえないと思ひます。このような見解が政府に横行しておればこそ、憲法が制定されてから十数年後の今日においても、父兄は、単に教科書代だけではなくして、学用品その他直接教育費はもとより、学校の施設設備に至るまで、その負担を余儀なくされ、義務教育生徒一人当たり年間二万円以上の負担となり、全国父兄の負担総額は二千億に上る多額に達しているものであります。その上に、御承知のごとく、高校急増対策は放置され、給食費の補助はしり細りとなり、すし詰り学級の解消はおろか、昨年の臨時国会におきましては、御承知のとおり、高校の一学級生徒収容数を現在よりも一割増すという法律を制定いたしました。欧米諸国が、義務教育諸学校についてはほとんど全額負担している実情に比し、きわめて貧弱な文教政策であるとの一語に尽きるのであります。日本社会党や日教組が、政府や自由

民主党の反対にもかかわらず、多年にわたつて義務教育の教科書無償の配布を主張して参りましたが、これは、こ

のようなものではなく、教材費、給食費、修学旅行費その他PTAの負担金、寄付金ないしは義務教育による一切の教育費を国が負担すると同時に、すし詰め学級の解消とか、高校急増対策の解決あるいは僻地教育の振興、特殊教育の振興等、諸政策と相俟つて、義務教育に關する教科書無償が実現してこそ、初めて憲法二十六条の精神は生きてくるのであります。本案は、日本社会党の多年にわたる主張の名だけをと

り、その実はきわめて遠く、万里の長城を竹馬に乗つて進むがごとき法案と断じて差しつかえないと思ひのであります。この法律案は、憲法二十六条に違反するとは断定できませんけれども、その精神には、はなはだ遠いものと考えますが、池田総理は憲法二十六条をどのように解しておられるか。さらに、私が主張したごとく、単に教科書を支給するというでなくして、すべての教育費を完全に無償にしたいということが二十六条の精神と思ひますが、その決意と今後の具体的施策を承りたいのであります。

第二にただしたいことは、本法案と教育の目的、目標との関連についてであります。池田総理は、施政方針におきまして、「青少年は民族の純潔と勇気を

代表するものであり、遠大な使命感を身につけてもらいたい」と要望いたしました。また、本日の文相の提案の説明の中には、「教育の目標は、国土、民族、文化に対する愛情をつちかう」とか、「日本人の自覚云々」という考え方が散見されております。しかしながら、人権に関する世界宣言の全体を貫く精神や、憲法における基本的人権の確立、及び、教育基本法第一条の、「教育は、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとぶような人間を育成する」という規定からいいたしても、

教育の目的は、この趣旨に述べられておるがごときものではなく、平和を愛し、真実を貫く個性豊かな人間像を目ざしていることは明らかな事実であります。(拍手)特に民主教育は、国家、社会目的に対する人権の尊重と優先とによって支えられていると断言しても差しつかえないのであります。しかるに、本法案の提案理由は、国土、民族、文化に対する愛情、すなわち世にいうところの愛国心の強調が、個人の尊厳に優先しているがごとき印象を強く受けるのであります。これは、世にいう、池田・ロバートソン会談の中にある「愛国心の養成による国防力の強化」を意図しているのではないかとこの疑いを抱かせるものであります。もし、しっかりとするならば、教科書無償の法律案を通じて、その意図の背後には、やがては教育基本法の改正を意図しているのではないかと思量されますが、池田総理並びに荒木大臣の答弁を求めます。

第三にただしたいのは、本法案の組み立て方の問題であります。荒木大臣にお尋ねいたしますが、第一に、本法案付則の第四項によりますと、本法律の第二条は三十八年三月末をもって無効となる。したがって、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案は、第一条のみ、すなわち「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」という言葉のみの、題名のほうが条文より長いものとなります。さらに第一条の第二項によれば、「必要な事項は、別に法律で定める。」と規定いたしております。したがって、別に法律が制定されれば、第一条は全く内容なき亡霊にしかすぎません。一体、第一条は何を意図し、何を具体的内容としているか。また、三十八年四月以降、本法律はいかようにするつもりか。文部大臣の見解をお尋ねいたします。

第二に、第一条の第二項の「別に法律で定める。」というのは、別個に法律を新たに制定するのか。もし、しっかりとするならば、基本法第四条並びに学校教育法第六条、さらに義務教育国庫負担法第三条の教材費の国庫負担との関係はいかようにするつもりか、明快な答弁を求めます。

第三に、第一条にいう無償とはいかなる内容のものか。負担法であるのか補助法であるのか。もし負担法とすれば、全額国庫が負担するのかどうか。金額持つとすれば、三十八年度分についてノミの涙ほどの七億の予算が計上されておりますが、世にいう百六十億の教科書無償はいつから実施するのか、答弁を求めます。

第四に、最も重要なことは、本法案は三十七年四月一日の施行を予定いたしております。三十七年施行である以上、最もこの法律の重点であるところの第一条の「教科用図書は、無償とする。」との定めは、三十七年度の無償の予算が伴わない限り全くの空文であるか、世俗にいうところの参議院選挙対策用の広告宣伝にしかすぎません。(拍手)文部大臣は、第一条の無償の内容を、三十七年四月以降本法律が施行された時に、三十七年度分の教科書無償に對してはいかように予算を組むつもりか、明確に答え願います。

最後に、法案全体について特にただしておきたいことがあります。教育基本法の精神は、私から申し上げるまでもなく、人間の価値観は固有の基本権であり、本提案理由のいうがごとく、指導要領や教科書や、あるいは教師でさえも、これを強制すべきでなく、ましてや教育委員会や文部省のごとき教育行政権がこれに介入することは、かたく禁じているところであります。これが戦後民主教育の背骨であることは周知の事実であります。しかしながら、本法案の運営いかんによっては、価格の統制が内容の統制となり、あるいは文部省の意に沿わないところの教科書出版会社に対しては資金ルートの凍結となったり、あるいは末端小売業者との関係における供給機構の統制等、幾多の憂慮を否定するいかなる保障の存在も見出すことができません。しかし、やがては教科書の一括買い上げとなり、さらに進んで教科書の国定化の方向をたどり、教科書という教材が文部省という国家権力を通して人間の価値観を左右していく可能性につきまして、単に私一人でなく、学者、文化人が深く憂慮しているところであり、現在将来ともにわたって、教科用図書を国定化することは絶対に否定する意思があるかどうか、文部大臣に對しましては、教科用図書の無償配布を通じて、文部省の地方教育委員会に対する権限をこの上にも強化する意思がないかどうか、答弁をお願いいたします。

要するに、本法案は無償法案とうた

いながら、実は無償は有名無実であつて、実体は調査会設置法案であることは、万人のひとしく認めるところであります。(拍手)政府はあやまって改むるにははかるなけれ、この際、法案の題名を調査会設置法と改正して、あらためて提案されることを強く要望いたしますして、私の質問を終わります。

(拍手)
〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) わが国の将来の繁栄と民族の発展を期するため、私は、経済政策のみならず、すべての根本になる文教政策に格段の努力をいたしました。国民すべての能力を開発し、高い資質を持つてもらふように努力することが政治の根本であると考へまして、施政方針であらうふうに述べたのであります。今回の教科書

無償に對してはいかように予算を組むつもりか、明確に答え願います。

最後に、法案全体について特にただしておきたいことがあります。教育基本法の精神は、私から申し上げるまでもなく、人間の価値観は固有の基本権であり、本提案理由のいうがごとく、指導要領や教科書や、あるいは教師でさえも、これを強制すべきでなく、ましてや教育委員会や文部省のごとき教育行政権がこれに介入することは、かたく禁じているところであります。これが戦後民主教育の背骨であることは周知の事実であります。しかしながら、本法案の運営いかんによっては、価格の統制が内容の統制となり、あるいは文部省の意に沿わないところの教科書出版会社に対しては資金ルートの凍結となったり、あるいは末端小売業者との関係における供給機構の統制等、幾多の憂慮を否定するいかなる保障の存在も見出すことができません。しかし、やがては教科書の一括買い上げとなり、さらに進んで教科書の国定化の方向をたどり、教科書という教材が文部省という国家権力を通して人間の価値観を左右していく可能性につきまして、単に私一人でなく、学者、文化人が深く憂慮しているところであり、現在将来ともにわたって、教科用図書を国定化することは絶対に否定する意思があるかどうか、文部大臣に對しましては、教科用図書の無償配布を通じて、文部省の地方教育委員会に対する権限をこの上にも強化する意思がないかどうか、答弁をお願いいたします。

要するに、本法案は無償法案とうた

無償に私が踏み切りましたゆえんのもの、ここから出ておるのであります。お話のとおり、憲法第二十六条に、義務教育は、無償とすると、この理想は掲げましたが、文部大臣の言うがごとく、ただいまのところでは、教育関係法に、国公立学校の授業料を免除するというにとどまっておったのであります。私は、これでは十分でない。われわれの理想に向かって進めると、今回大きな歩を進めておるのであります。したがって、当初におきましては、今までの教科書の配布の方法とか、あるいはいろいろな点につきまして十分検討を加え、将来、二十六条の無償の理想を実現するように努力していきたいと考えておるのであります。

なお、国定教科書という問題につきましては、共産主義の国々はやっていくようにございます。しかし、私は、ただいまのところ、国定にするという考え方は持っておりません。(拍手)

〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えを申し上げます。

第一点は、教育基本法を改正する意図があるのじゃないかというふうな御

質問でございますが、今はございせん。ただ、教育基本法の成立過程等から考えまして、憲法と同じような意味において、はたしてこれでいいかどうかを全国的な視野に立って再検討する課題であると思っておりますが、すぐ改正しようなどとは思っておりません。

第二点は、この法案は、調査会に関する部分は一年間となっておるから、一年経過したら、あとは第一条だけじゃないか、こういふことでございせんが、そのとおりでございます。第一条の趣旨は、提案理由の説明でも申し上げましたように、今、総理からお答え申し上げましたように、憲法第二十六条が宣明しておりますその事柄の一部として、教科書を無償にするということとを現実の宣言した規定でございます。このとおりやる決心をいたしましたという法案でございます。そこで、第二項は、この第一項の、第一条本文の実施方法については重要な事柄がいろいろございせんから、調査会に諮問いたしました結果を、事柄によりましては立法措置、あるいは政令等で作る部分もございせんが、そういうことをやろうという具体的な実施段取り、それが第二項でございます。

第三番目には、全額か一部か、国が負担する金額はどうだというふうなお話でございますが、これもまた国が全部負担するやり方もございせんし、国と地方とであたかも今義務教育の施設費を分担しておりますようなやり方もあるわけでございまして、どうしたがいいか、そのこと自体をやはり調査会で検討してもらいたい、こう考えておるのであります。

第四番目に、三十七年度に七億円ばかり予算を計上しておるようだが、これは三十八年四月一日に入學する小学校一年生用の教科書を無償としますための経費でありますので、三十七年度には何にもやらぬじゃないかというお話でございます。何にもやりません。三十八年度から具体的に着手をして、順次、なるべくすみやかに、小中学校の教科書全部を無償にすることに踏み切ったスタート・ラインは四月一日だ、こういうことであります。

最後に、この教科書無償を契機として、だんだん内容を統制していくんじゃないかというお尋ねのようなふうな受け取りましたが、教科書の内容は、御承知のとおり、現在、学校教育法第二十条等に基づきまして、文部大臣がその内容の大綱を定める責任と権

限を与えられておりますから、学習指導要領という形で、現に内容を国民のために定めておるのであります。それ以上のことをやる意思は毛頭ございせん。

さらに、供給、発行等についても、いろいろと権力をふるうんじゃないかというふうなお疑いを含んだ御質問がございましたが、その意思はございせん。現在御承知のごとく、義務教育諸学校の教科書の発行に関する臨時措置法がございまして、それで従来やってきておりますが、原則として、この現行法の趣旨を体してやっていくべきものと私は考えております。

さらに、地方教育委員会への権限をまた強化するつもりではないかというふうなお話ですけれども、そういう意思も毛頭ございせん。現在で十分だと存じております。国定化などということを考えていないことは、総理の答弁いたしましたとおりでございます。

〔拍手〕「答弁漏れがある」「憲法二十六条についてどう考えているか」と呼ぶ者あり(憲法第二十六条につきましては、総理からお答えをいたしましたので、それで十分かと思いましたが、さらにまだ足りないようなお説もあるようにございます。それは、私が文教

委員会において、二十六条の教科書無償の趣旨を、現在のところ授業料を徴取しないという限度にとどまっておる趣旨のことを申し上げましたことについてお話があったようでありますが、教育基本法第四条第二項で明記いたしておることは、豊瀬さんも御承知のとおりでありまして、そのことを申し上げたのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 片岡文重君。

〔片岡文重君登壇、拍手〕

○片岡文重君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案につき、総理大臣並びに文部大臣に対しまして、若干御質疑を申し上げたいと存じます。

時間がたいへん制約されておりますから、質問は要旨だけを申し上げますので、御答弁は質問の旨に足らずの点について十分補足をされて、国民の了解しやすいようにお答えをお願いいたします。

第一点は、池田総理及び水田大蔵大臣は、従来から、教科用図書の無償給与につきましては、過当競争のために、業者が総売上金額の二〇%近くも売り込み費に使っている現在の教科書行政の建て直しが先決である、そのは

か、すなわち、本質的な問題ではなくて、政府と業者間との醜いうわさをお認めになつておられるような理由によつて、つい最近まで強く反対をされておつたはずであります。総理や大蔵大臣が反対理由として指摘された、これらの理由の中に内包するいろいろな問題、たとえば新しい学習指導要領によつて、ある楽器会社の株が一挙にはね上がったなどという事実も、甚周広く伝えられているところでありまして、これらの点については、いずれ、しかるべき委員会において十分丁寧に御質問申し上げる所存でありますけれども、いずれにせよ、こうして強く反対されておつた諸君が、急転直下、十分な法形式すら備えるいともないほど、あつたどしく賛成されるに至つた理由は、一体どこにあるのか。国民の氷解されるよう、納得のいく説明をお願いしたいのであります。

さらに、同僚豊瀬君も触れておられました。が、本法案の法形式についてであります。第一条第一項において、「義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。」とあり、その措置についての必要な事項は、同条の第二項で別に法律で定め、その無償とする措置については、第二条で調査会を設けるとい

う、この二カ条に尽きております。そしてこの第二条、すなわち調査会の規定は、三十七年度限りで廃止される。その後は第一条だけで、そのとおりであります。今答えられました。しかし、昔から法三章という言葉がございますが、本法案は法二条、法二章ではありません、法二条、しかも、これが来年の四月一日からは法一条となるのであります。のみならず、この法第一条は、本法の目的を示しているものでなければ、何ら明確なものを言っているのではなくて、単に「趣旨」とうたつてあるのであります。法の内容も目的も明確にせずに、実施の方法、構想等、およそこの法案の行なわんとする範囲、責任、すべてを一切明らかにしないで、言いかえれば、後日になつて、どんな言ひのがれでもできるという仕組みになつていたのであります。このような立法形式が、かりに法律上の論理として言ひのがれることができるというとしても、政策の具體性を明示しておらないこれらの悪法は、まさに前代未聞の醜態であると言つて私は過言ではないと思つております。笑ひを後世に残すものとして、責任ある立法府の議員として、私はこの無責任な法案を見のがすわけに

はとつていけません。(拍手)もしも、このような法案が平然と許されるならば、今後あらゆる公約について、この種ごまかし立法を行ない、国民をたばかる悪習が横行することになるでありませんか。特に、ムード政治を好み、アドバルーン政策を得意とする池田内閣のごとき政権下におきましては、あまりにも明白に予想されるのであります。(拍手)われわれが国民からゆだねられた立法権の行使について、池田内閣はあまりにも無責任であり、少なくとも軽率に過ぎるのではないかと私は考えますが、総理の御所見を伺いたないのであります。

さらに、教科書以外の諸経費について、「義務教育は、これを無償とする。」という憲法の規定に忠実であらうとするならば、教科書以外の諸経費についても当然無償措置がとらるべきであると考えられますが、総理はこれをいづれから実施するお考えか、そのお見通しを伺つておきたいと存じます。次に、荒木文部大臣にお尋ねをいたしますが、この法案によりすると、無償給与される教科用図書の範囲は、当然全科目と解するのが至当であると思われまふけれども、そのように確認してよろしいかどうか。調査会にすべ

てをまかせるということの中には、学習科目の範囲、また、全児童が否か、さらに、給与は、国が一括現物支給を行なうのか、あるいは市町村が現物支給を行なつて、その費用を国が負担するといふのか等々、根本的な重要問題がたくさんありますが、これらの問題点全部を調査会にまかせるというのでありますならば、豊瀬君が指摘されましたように、本法案は、まさに「無償に関する法案」ではなくて、「義務教育教科用図書関係調査会設置法案」ではないかと言つて過言ではありませぬ。したがつて、あなたが無償に関する法律案として提案されましたゆえんものは、少なくとも、これらの諸点について、ある程度の構想なり見通しなり、あるいは計画を持つておられることを意味するものと判断をすることは、むしろ常識であると思つております。したがつて、この際、文部大臣は、給与の範囲は、すなわち全科目か一部の科目か、または全学童か一部の学童か、または支給の方法、費用の取り扱い等々について、調査会の答申を待つてということではなくて、本法案の提案者としてのあなたの構想、それが言えないといふのであるならば、少なくとも、あなたの思惑だけでもけつ

こうですから、この際、ぜひお聞かせをいただきたいのであります。

さらに伺いたいのは、調査会の意見がどう決定されたにせよ、教科用図書が無制限に認可されるはずがなく、現行制度よりもさらにきびしい検定制となるであろうことは、容易に推察されるところであります。この結果として、当然、検定制の強化、少なくとも教科書内容の規制にまで及んで、実質的な国定教科書制度の復活になりはしないかということでありまして、今の総理大臣のお話では、国定教科書制度の復活は今のところ考えておらないといふことでありますけれども、いかなる事態といえども将来絶対に復活はさせない、国定教科書にはしないといふ、名実ともに国定教科書にはしないといふお約束を、この際さらにお願いをいたしたのであります。

いま一点は、教科用図書の無償の実現にあつて、文部当局の責任が重大になりますことは当然でありますけれども、教職員に対して実質的指導の立場にある教育委員会制度が、この間にあつて、好むと好まざるにかかわらず、重要な役割を果たすことに相なりかと思われまふ。そこで、私も民社党をいたしましては、無償配布を

昭和三十一年二月二十八日 参議院會議録第十一号 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律案(趣旨説明)

実施する最も重要な前提条件の一つとして、教育委員会の委員を公選に改め、公選された教育委員会が、それぞれの都道府県段階において教科書の選定を行ない、市町村段階の教育委員会において、教職員との合議のもとに、教科書の選択に当たるべきものと考えております。官選にあらずして、公選された教育委員会を中心にして教科書の選定を行なうことが絶対に必要であると考えておりますが、この点について文部大臣はいかにお考えになられるか、御所見を伺いたいのではありません。

最後に一点伺いたいのは、かりにこの法案が可決されました、昭和三十八年度からの義務教育父兄の軽減される額は、月額三十六円といわれております。一方、小中高校の教科書定価は三十七年度から一四%の値上げをすることになります。全国小中学校の児童生徒一千万人、約百五十億の教科書が一四%も値上げされる父兄の負担増には目をつぶって、あまつさえ、文教予算の三大柱といわれた学校給食費、高校生徒の急増対策、科学技術の振興等については、いずれも要求予算を大幅に削減しておるのでありますが、学校給食の必修義務制については、将来いかにお考えになっておられるか。願

わくは、近い将来にこの学校給食の必修義務制を施行するという明るい見通しを、この際ぜひお聞かせをいただきたいのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 池田内閣総理大臣。

○片岡文重君 議長、いつも私は注意するんですが、質問者が着席してから答弁者の指名をしていただきたいと思

います。他の議員についても同様であると思うのであります。(早くすわれ)と呼ぶ者あり)する時間はないじゃないか。

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

教科書無償交付について私が反対であるというお言葉でございましたが、そういう意見を総理として述べたことはございません。私の考えは、今回のこの法案でおわかりいただけの思

います。また、この法律は、これは法二条で役に立たぬのではないかと、こういうことでございますが、しかし、この法律の通過は、全国民ひとしく願

っておりますので、国民はよくわかつて下さつておると思ひます。で、三十八年

度から着々実行に移ることは、これはもう国民は承知して下さつておると思ひます。私は誠実にこれをや

いく、そして、また、教科書ばかりでなしに、学用品についてはどうかというお訴でございしますが、われわれは、理想としてはそこまでいきたいと

考えております。しかし、まず教科書から始めようという考えであるのであります。

また、教科書の国定問題でございすが、将来ともやらぬか——今の池田内閣の閣僚だれ一人として考えている人はございません。はつきり申し上げておきます。

また、学校給食の問題、いろいろ議論はございますが、私は、この問題は、やめるといふ議論もございすが、十分検討してみたいと思ひます。

(拍手)
〔国務大臣荒木萬壽夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。

第一点は、この法案第一条からは、具体的にどういふことを方法手段として考えておるか分からない、抽象的な規定だといふ立場からの御質問でございしました。第二条に定めます調査会

の答申待ちでございます。それはも

ちろん、さつきも触れました現行の教科書の発行に関する臨時措置法、これにございしますれば、ただ経費を国なり公共団体で全部持ちますれば、無償の措置はできる道理でございますが、その趣旨がはつきりいたしませんので、第一条に特に明記する意味がございす。同時に、いやしくも国民の血税をもつて全部の無償を考えるとすると、ば、教科書会社も今のうちに完全自由企業であつてよろしいだろうか、どうだろうか、これも一つの問題だろうと思ひます。これも、文部省だけで、こ

うするのだ、ああするのだということに決したい、調査会で検討していただいた結論待ちの上に立つて、立法措置を新たに——現行の教科書発行に関する臨時措置法の改正なり、あるいは、今御審議を願わんとしておりますこの法律に、第二条以下に規定するとい

う、方法はいろいろございまして、それが、新たに立法措置を講じながら、そういうところも合理化するといふ課題も考えねばなりません。さらに、全学

童かどうかはつきりしないじゃないかと仰せでございますが、全学童を対象にすることは、憲法二十六条の趣旨を受けて、第一条が、無償とする

明言し、確立した方針を宣明しました

以上、言わずもがなのことだろうかと思ひます。さらに、経費の分担、あるいは今後の年次計画、その他の供給方法等も、現在の制度でやれぬことはございせんが、もつといふ方法はないだろうかといふようなことも、考慮す

べき課題であらうと思ひますが、それらを含めまして、調査会で審議して

らつて、現行法の改正なり、さらに、新たな立法措置を必要とするならば、この法律の第二条以下に立法措置を講ずる等の措置を講じて、来年の四月一日に入学します小学校第一学年の無償措置を完遂にし、着々答申され

ました年次計画を原則として受け入れ

して、完全実施の方向へ具体的な歩を進めていきたいと思ひ、こういうこと

でございます。

第二番目は、検定制度が、何か現在よりも強化されることが必要であるように仰せになつたと思ひますが、その

点は、そんなことは毛頭考へておりません。と言ひよりも、必要がないと思ひます。先刻も豊瀬さんの御質問にお

答え申し上げましたけれども、現在、学校教育法は、小学校、中学校等の教科内容を文部大臣が定めると明記いたしてあります。その具体的方法は、すでに御案内のごとく、さつきも申し上げ

げましたとおり、学習指導要領という形で、小学校、中学校の各学年の各科目ごとのその教育内容を、基準的ではございますが、相当くわしく定めたものであることも御承知かと思ひます。

その学習指導要領に準拠いたしまして、また文部大臣が検定した教科書以外に使つてならないと学校教育法二十一条等に明記いたしております。その責任と権限に基づいて、専門家を委嘱して、義務教育関係の教科書の検定を現にやつておるわけでありませう。現行法に基づく学習指導要領、これはひろく将来に向かつて改善される余地はあると思ひますけれども、現に現行法に基づく権限なり責任を与えられておる検定制度をそのままやつていけばよろしいのであつて、特にそのために、御質問者の御意図がどこにあるかはよく理解できませんけれども、強化するなどという必要がないことと私は心得ます。

第三番目は、現在の教育委員会制度、これは御承知のとおり地方の公共団体の長が案を作りまして、当該議会の承認を受ける形で教育委員を任命するという形になっております。当初の公選制そのものが、数年の経験に顧みますると、厳正中立なるべき教育委員

が、ともすれば、その選挙を通じて、背後勢力の、あるいは政党色彩的な影響の悪い面をすいぶん露呈した苦い経験にかんがみて、むしろまあ間接選挙的なやり方がよくないかということ、現行法になつたと承知いたしております。依然としてその改正当時の懸念は、私は、当然念頭に置くべき立場が教育委員の立場であらうと思ひますので、かつまた今日までの現行制度になりまして実績からみしても、何ら支障がない、むしろ以前よりはるかにいいと思われましますから、公選制にまた変更させることは悪政だらうと思つております。

第四番目に、一割四分の値上げの問題を御指摘になりましたが、これは、当面する経済問題、物価問題として、やむを得ず一割四分のきわめて自粛されました値上げを認可をいたしましたのであります。その原因は、申し上げるまでもないことですけれども、印刷ないしは製本等の労賃の値上がり、あるいは材料の値上がり等、やむを得なかつたからいたしました。これは経済問題であり物価問題でございます。別個の問題と御理解いただきたいと思います。教科書無償は、再々総理からも申し上げましたとおり、提案理由にも申

し上げましたとおり、憲法第二十六条の理想に向かつて具體的一步を踏み出そうという国民的な課題である。別個の問題——それが具體的一步を印するところに意味があると考へまして、別個の問題と御承知をいただきたいと思ひます。

学校給食につきましては、総理からお答えのとおりでございますが、なるべくすみやかに完全給食まで、憲法二十六条との関連は別といたしまして、やつていくことを、子供の親たちは望んでおるといふふうに理解いたしております。努力して参りたいと思つております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十八分散会

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君
副議長	平井 太郎君
議員	杉山 昌作君 谷口 慶吉君
	森 八三三君 田中 清一君

櫻井 志郎君	加賀山之雄君	吉武 恵市君	永野 護君
柏原 ヤス君	村山 道雄君	林屋亀次郎君	小林 英三君
稲浦 鹿蔵君	大泉 寛三君	寺尾 豊君	大川 光三君
大竹平八郎君	加藤 正人君	中野 文門君	山本 利壽君
原島 安治君	鈴木 恭一君	村上 春蔵君	植垣弥一郎君
佐藤 芳男君	吉江 勝保君	赤間 文三君	青田源太郎君
常岡 一郎君	白木義一郎君	安部 清美君	松野 孝一君
小平 芳平君	三木與吉郎君	井川 伊平君	塩見 俊二君
若米地英俊君	田中 啓一君	上林 忠次君	梶原 茂嘉君
佐藤 尚武君	辻 武壽君	高橋 衛君	高野 一夫君
市川 房枝君	村松 久義君	横山 フク君	平島 敏夫君
堀 末治君	藤野 繁雄君	大谷 實雄君	青柳 秀夫君
村上 義一君	大谷 豊満君	井上 清一君	柴田 榮君
千田 正君	笹森 順造君	高橋進太郎君	小沢久太郎君
野上 進君	山本 杉君	古池 信三君	西郷吉之助君
谷村 貞治君	米田 正文君	木暮武太夫君	重宗 雄三君
岸田 幸雄君	金丸 富夫君	堀木 謙三君	青木 一男君
川上 為治君	徳永 正利君	鹿島守之助君	木村篤太郎君
仲原 善一君	鈴木 万平君	津島 壽一君	大森 創造君
手島 榮君	石谷 憲男君	野上 元君	豊瀬 慎一君
増原 恵吉君	勝保 稔君	千葉千代世君	山本伊三郎君
佐野 廣君	江藤 智君	小柳 勇君	鶴岡 哲夫君
鍋島 直紹君	上原 正吉君	天坊 裕彦君	阿部 竹松君
岩沢 忠恭君	岡崎 真一君	岡村文四郎君	大河原一孝君
武藤 常介君	野本 品吉君	劍木 亨弘君	重政 庸徳君
小柳 牧衛君	田中 茂穂君	亀田 得治君	大和 与一君
谷口弥三郎君	杉浦 武雄君	西川甚五郎君	下村 定君
新谷寅三郎君	木内 四郎君	小笠原三男君	中田 吉雄君
石原幹市郎君	宮澤 喜一君	荒木正三郎君	高田なほ子君

昭和三十七年二月二十八日 参議院會議録第十一号

米田 勲君	湯澤三千男君
井野 碩哉君	加藤シヅエ君
清澤 俊英君	吉田 法晴君
木村禎八郎君	阿具根 登君
永岡 光治君	岩間 正男君
大矢 正君	森中 守義君
北村 暢君	永末・英一君
基 政七君	安田 敏雄君
相澤 重明君	田上 松衛君
伊藤 顯道君	木下 友敬君
秋山 長造君	久保 等君
片岡 文重君	矢嶋 三義君
成瀬 幡治君	天田 勝正君
松浦 清一君	岡 三郎君
重盛 壽治君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
江田 三郎君	松本治一郎君
山田 節男君	赤松 常子君
棚橋 小虎君	

國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

文部大臣 荒木萬壽夫君

労働大臣 福永 健司君

政府委員

内閣官房副長官 服部 安司君

法制局長官 林 修三君

法制局第一部長 山内 一夫君

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四〇二一・五五五番機